

加盟団体スポーツ仲裁規則改正

現行	改正案
別表 1	
第 3 条 第 1 項に定める「競技団体」は以下のものとする。 公益財団法人日本オリンピック委員会	第 3 条 第 1 項に定める「競技団体」は以下のものとする。 公益財団法人日本オリンピック委員会 <u>公益財団法人日本体育協会</u>
附則	
附則 この規則は、2013年8月19日から施行し、同年6月27日に遡って適用する。 附則 2 この規則は、2014年4月1日から施行する。	附則 この規則は、2013年8月19日から施行し、同年6月27日に遡って適用する。 附則 2 この規則は、2014年4月1日から施行する。 <u>附則 3</u> <u>この規則は、2014年4月10日から施行し、同月1日に遡って適用する。</u>